

焼津市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

各事業の「量の見込み」の推計方法等について

令和元年 7 月 焼津市

目次

1 概要	1
2 教育・保育提供区域の設定	3
(1) 教育・保育提供区域とは	
(2) 本市の区域設定の考え方	
3 「量の見込み」を推計し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業	4
4 「量の見込み」の推計方法と確保方策等の設定の流れ	7
【推計方法1】 ニーズ調査結果から推計する方法	
(1) 家庭類型の分類	8
(2) - 1 平日日中の教育・保育（幼稚園、保育所（園）、認定こども園等）の利用意向の集計方法	10
① 1号認定 ② 2号認定（幼稚園利用希望）③ 2号認定（保育所（園）等希望）④ 3号認定	
(2) - 2 地域子ども・子育て支援事業の利用意向の集計方法	11
① 利用者支援事業	
② 地域子育て支援拠点事業	
③ 妊婦健康診査	
④ 乳児家庭全戸訪問事業	
⑤ 養育支援訪問事業	
⑥ 子育て短期支援事業	
⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【量の見込みは、就学児の利用分のみ設定】	
⑧ 一時預かり事業	12
<幼稚園型（預かり保育） 1号認定による不定期の利用>	
<幼稚園型（預かり保育） 2号認定該当者による定期的な利用>	
<幼稚園型以外 保育所（園）その他の場所での不定期の利用>	
⑨ 延長保育事業	
⑩ 病児・病後児保育事業	13
⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
【推計方法2】 事業実績を勘案し推計する方法	14
5 推計児童人口	15
6 量の見込みの推計結果（令和元年5月時点のもので、今後変更する可能性あり）	16

1 概要

我が国では、急速な少子化の進行と子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所（園）等の待機児童などが深刻な問題となっています。

このような状況を背景に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月から施行されました。

なお、『子ども・子育て支援新制度』は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の3つの目的を掲げています。

『子ども・子育て支援新制度』の3つの目的

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援法は、すべての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務づけています。本市は平成27年3月に第1期計画（平成27年度～31年度）を策定しており、今回、第2期計画（令和2年度～6年度）を策定します。

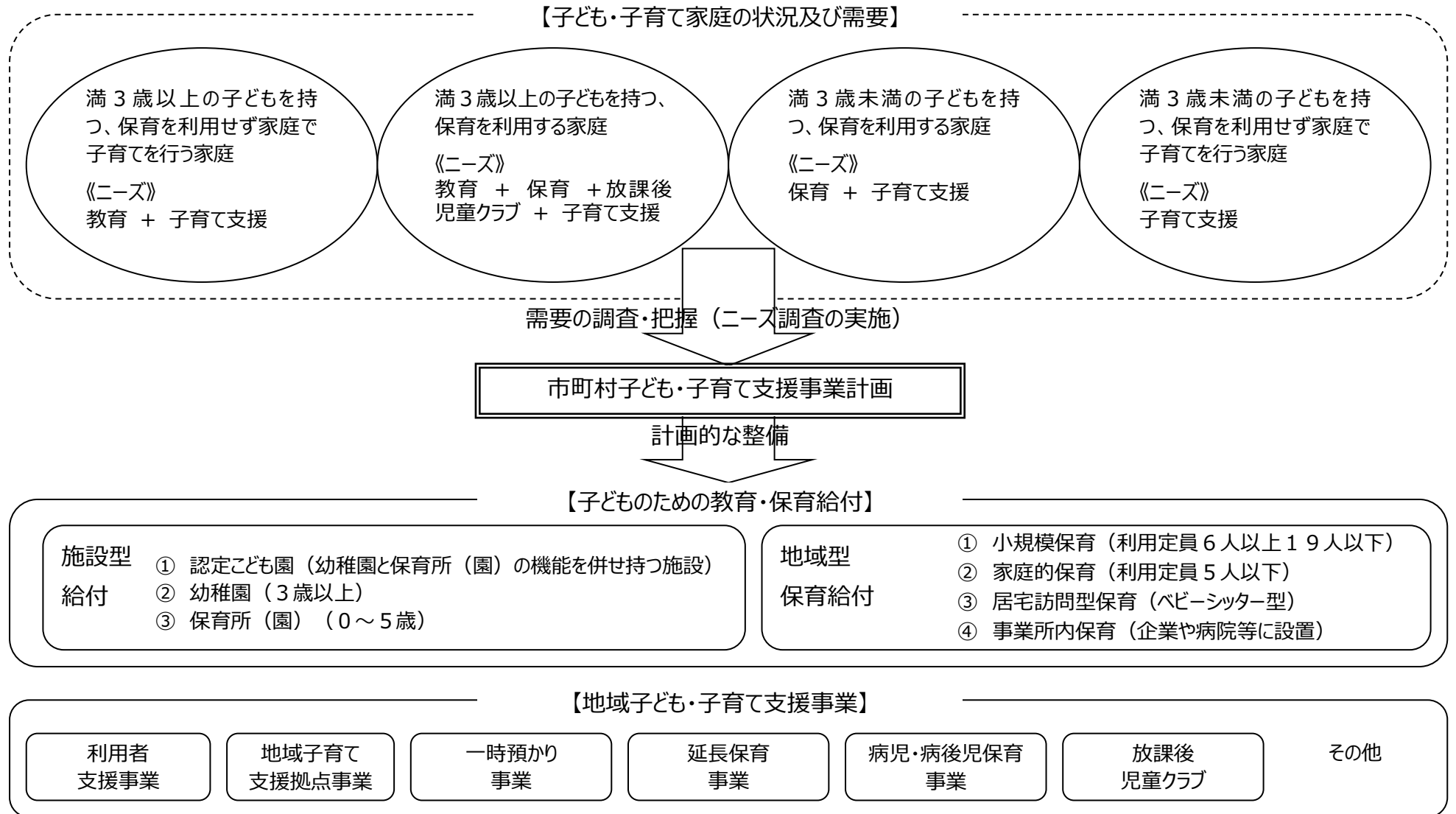
なお、本計画については、国の基本指針及び手引きに基づき、教育・保育提供区域ごとに、平日日中の教育・保育（幼稚園、保育所（園）、認定こども園等）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み※1」を設定し、それに対応する「確保方策※（提供体制の確保の内容）及び実施時期」について定めることになっています。

※1 量の見込みとは、ニーズ調査等から設定する各事業の必要事業量の見込みのこと

※2 確保方策とは、量の見込みに対する確保の量や内容のこと

図 1 新制度に基づく子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）

出典：内閣府資料「子ども・子育て関連3法について」



2 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位となる教育・保育提供区域を定めます。

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、平日日中の教育・保育（幼稚園、保育所（園）、認定こども園等）及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

(2) 本市の区域設定の考え方

本市では、平成27年3月に策定した「焼津市子ども・子育て支援事業計画」（計画年間：平成27年度～平成31年度）において、中学校区を基本単位に、隣接する複数中学校区の組合せを基本に4区域を設定しました。

今回の第2期計画（計画年間：令和2年度～令和6年度）においては、現計画の区域設定の考え方を踏まえつつも、地域子ども・子育て支援事業の一つである放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、原則、小学校区単位で需要と供給を検討する必要があることから、教育・保育提供区域についても、小学校区単位を基礎として、隣接する複数小学校区を組合せた4区域に見直しを図ります。

区域	第1期計画（現計画）	第2期計画
1	東益津中学校	東益津小学校
2	焼津中学校 大村中学校 豊田中学校 小川中学校	焼津東小学校 焼津西小学校 焼津南小学校 豊田小学校 小川小学校
3	大富中学校 和田中学校 港中学校	黒石小学校 大富小学校 和田小学校 港小学校
4	大井川中学校	大井川東小学校 大井川西小学校 大井川南小学校

3 「量の見込み」を推計し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業

次の事業は、子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごと、支給認定区分ごとに「量の見込み」を推計し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する必要があります。

表 1 平日日中の教育・保育（幼稚園、保育所（園）、認定こども園等）

支給認定区分			対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上	専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園 ● 認定こども園 	幼稚園及び認定こども園（幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持つ施設）で、 <u>教育標準時間（1日4時間程度）</u> の教育を実施
	子どもが満3歳以上	共働きであるが、幼稚園等の利用を希望する家庭		幼稚園等で、 <u>教育標準時間（1日4時間程度）</u> の教育を実施するとともに、預かり保育を実施
2号	子どもが満3歳以上	共働きの家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所（園） ● 認定こども園 ● 企業主導型保育施設の地域枠※1 	保育所（園）及び認定こども園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、 <u>保育標準時間（1日11時間）</u> までの利用に対応
	子どもが満3歳以上			両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、 <u>保育短時間（1日8時間）</u> までの利用に対応
3号	子どもが満3歳未満	共働きの家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所（園） ● 認定こども園 ● 地域型保育事業 ● 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）※2 ● 企業主導型保育施設の地域枠 	保育所（園）及び認定こども園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、 <u>保育標準時間（1日11時間）</u> までの利用に対応
				両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、 <u>保育短時間（1日8時間）</u> までの利用に対応
地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）等で、上記と同様の対応				

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の子どもを受け入れる枠（地域枠）を設けることができます。

※2 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業です。

表 2 地域子ども・子育て支援事業

事業		事業概要	対象年齢等
①	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、事業類型は、子育て支援事業や保育所（園）等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを市の窓口等に配置する「特定型」、主に保健センターで保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行う「母子保健型」の3つ	0～5歳、1～6年生
②	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。子育て支援センターなど	0～2歳
③	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業	0歳
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。また、要保護児童対策協議会や虐待ネットワークも、本事業の区分	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
⑥	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））	0～18歳
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	0～5歳、1～6年生

事業		事業概要	対象年齢等	
⑧	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業	幼稚園型	3～5歳（幼稚園在園児）
			幼稚園型以外	0～5歳
⑨	延長保育事業	保育認定（2号、3号）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）において保育を実施する事業	0～5歳	
⑩	病児・病後児保育事業	病気又は病気回復期の児童について、医療機関・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	0～5歳、1～6年生	
⑪	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	1～3年生、4～6年生	
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園、保育所（園）などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	低所得で生計が困難である支給認定保護者の子ども	
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	幼稚園、保育所（園）などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所（園）などの設置又は運営を促進するための事業	新規参入施設等の事業者	

4 「量の見込み」の推計方法と確保方策等の設定の流れ

「量の見込み」の推計は、国の手引きに基づき「ニーズ調査結果から推計する方法」と、平成27年度以降の各事業の「事業実績を勘案し推計する方法」があり、本市は各事業の特性に応じて、いずれかの推計方法を用いた「量の見込み」を設定します。

【推計方法1】 ニーズ調査結果から推計する方法

ニーズ調査結果から「量の見込み」を推計し、確保方策等を設定する流れは、次のとおりです。

(1) 家庭類型の分類

未就学児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。



(2) 各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。



(3) 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（令和2年度～6年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを推計します。



(4) 量の見込みに対する確保方策等を設定（次回会議で提示予定）

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか（既存の施設等での供給、又は新規体制の整備など）について、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

(1) 家庭類型の分類

ニーズ調査結果に基づき、対象となる就学前児童の父母の有無、就労状況を踏まえて、タイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

なお、「家庭類型」の分類は、家庭の就労状況による保育の必要性の判定をはじめ、各事業の利用対象者を抽出するために行うものです。

表 3 家庭類型の分類の仕方

父親	母親	父親不在	フルタイム (育休・介護休業中を含む)	パートタイム (育休・介護休業中を含む)			現在は就労していない 就労したことがない
				120時間以上	64時間以上 120時間以下	64時間未満	
母親不在		タイプA					
フルタイム (育休・介護休業中を含む)		タイプB		タイプC		タイプC'	
パートタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上	タイプC		タイプE		タイプD	
	64時間以上 120時間以下	タイプC'		タイプE'			
	64時間未満						
現在は就労していない 就労したことがない		タイプD				タイプF	

表 4 就学前児童の保護者を対象とするニーズ調査結果に基づく家庭類型の分類

家庭類型		現在		潜在 ※1	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	57	5.9%	56	5.8%
タイプB	フルタイム × フルタイム	320	33.0%	350	36.1%
タイプC	フルタイム × パートタイム (就労時間 月120時間以上 + 64時間 ※2 ~120時間の一部)	142	14.6%	134	13.8%
タイプC'	フルタイム × パートタイム (就労時間 64時間未満 + 64時間~120時間の一部)	148	15.2%	208	21.4%
タイプD	専業主婦(夫)家庭	301	31.0%	220	22.7%
タイプE	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親双方 月120時間以上 + 64時間~120時間の一部)	1	0.1%	1	0.1%
タイプE'	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親のいずれかが64時間未満 + 64時間~120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業 × 無業	2	0.2%	1	0.1%
ニーズ調査の回答者全体		971	100.0%	970	100.0%

※1 潜在とは、保護者における今後の就労意向を反映したもので、例えば、現在は母親がパートタイム、父親がフルタイムのご家庭（タイプC）で、母親にフルタイムへの転換希望があり、希望が実現できる見込みがあると回答している場合には、潜在としてはタイプBに組み込むこと。

※2 下限時間とは、国の基準として、保育短時間（1日8時間）の利用対象者として、パート等の就労時間の下限は、1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定めることが基本となっており、本市の下限時間については、「焼津市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則」（平成27年2月17日規則第1号）で64時間と設定

(2) - 1 平日日中の教育・保育（幼稚園、保育所（園）、認定こども園等）の利用意向の集計方法

子どもの年齢区分、支給認定区分ごとに、教育・保育（幼稚園、保育所（園）、認定こども園等）に対する利用意向を集計しました。

なお、2号認定の場合は、保育の必要性が認定された家庭の中で、幼稚園の利用を強く希望する家庭と、保育所（園）及び認定こども園を希望する家庭に分けて、集計しています。

① 1号認定

対象年齢	対象家庭類型	国の手引きに基づく利用意向の集計方法
3～5歳	潜在タイプC'、D、E'、F	未就学児童の保護者ニーズ調査の問15（3歳以上のとき、平日に定期的に最も利用したい事業）で「幼稚園」、又は「幼稚園 + 預かり保育」を選択した割合

② 2号認定（幼稚園等の利用希望）

対象年齢	対象家庭類型	国の手引きに基づく利用意向の集計方法
3～5歳	潜在タイプA、B、C、E	未就学児童の保護者ニーズ調査の問13-1（平日に定期的に利用している施設や事業）で「幼稚園」、又は「幼稚園 + 預かり保育」を選択し、かつ、問15（3歳以上のとき、平日に定期的に最も利用したい事業）で「幼稚園」、又は「幼稚園 + 預かり保育」を選択した割合

③ 2号認定（保育所（園）等の利用希望）

対象年齢	対象家庭類型	国の手引きに基づく利用意向の集計方法
3～5歳	潜在タイプA、B、C、E	未就学児童の保護者ニーズ調査の問15（3歳以上のとき、平日に定期的に最も利用したい事業）で「保育所（園）」、「認定こども園」、「事業所が設置する保育施設」、「その他の認可外保育施設」を選択した割合から、上記②を除外

④ 3号認定

対象年齢	対象家庭類型	国の手引きに基づく利用意向の集計方法
0～2歳	潜在タイプA、B、C、E	未就学児童の保護者ニーズ調査の問14（2歳以下のとき、平日に定期的に最も利用したい事業）で「保育所（園）」、「認定こども園」、「小規模保育施設」、「家庭的保育」、「事業所が設置する保育施設」、「その他の認可外保育施設」、「居宅訪問型保育」を選択した割合

(2) - 2 地域子ども・子育て支援事業の利用意向の集計方法

① 利用者支援事業

本事業は、国の手引きに基づき、ニーズ調査結果ではなく、「事業実績を勘案し推計する方法」で量の見込みを推計します。

② 地域子育て支援拠点事業

対象年齢	対象家庭類型	国の手引きに基づく利用意向の集計方法
0～2歳	全家庭類型	未就学児童の保護者ニーズ調査の問 19（子育て支援センターの今後の利用意向）で「今後は（今後も）利用したい」を選択した割合

③ 妊婦健康診査

本事業は、国の手引きに基づき、ニーズ調査結果ではなく、「事業実績を勘案し推計する方法」で量の見込みを推計します。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

本事業は、国の手引きに基づき、ニーズ調査結果ではなく、「事業実績を勘案し推計する方法」で量の見込みを推計します。

⑤ 養育支援訪問事業

本事業は、国の手引きに基づき、ニーズ調査結果ではなく、「事業実績を勘案し推計する方法」で量の見込みを推計します。

⑥ 子育て短期支援事業

対象年齢	対象家庭類型	国の手引きに基づく利用意向の集計方法
0～5歳	全家庭類型	未就学児童の保護者ニーズ調査の問 25（泊まりがけで家族以外にみてもらう必要があった場合の対処方法）で、「短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した」又は「子どもだけで留守番をさせた」を選択した割合

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【量の見込みは、国の手引きに基づき、就学児の利用分のみ設定】

対象年齢	対象家庭類型	国の手引きに基づく利用意向の集計方法
6～11歳	全家庭類型	未就学児童の保護者ニーズ調査の問 26・問 27（小学校就学後、放課後を過ごさせたい場所や事業）で「ファミリー・サポート・センター」を選択した方の割合

⑧ 一時預かり事業

<幼稚園型（預かり保育） 1号認定による不規則の利用>

対象年齢	対象家庭類型	国の手引きに基づく利用意向の集計方法
3～5歳	潜在タイプC'、D、E' F	未就学児童の保護者ニーズ調査の問13-1（平日に定期的に利用している施設や事業）で「幼稚園」、又は「幼稚園＋預かり保育」を選択し、かつ、問24（不規則の一時預かり等の利用意向）で「利用したい」を選択した場合と、未就学児童の保護者ニーズ調査の問13-1（平日に定期的に利用している施設や事業）で「幼稚園」、又は「幼稚園＋預かり保育」を選択し、かつ、問23（不規則の一時預かり等の利用状況）で「一時預かり」又は「幼稚園の預かり保育」を選択した場合を合わせた割合

<幼稚園型（預かり保育） 2号認定該当者による定期的な利用>

対象年齢	対象家庭類型	国の手引きに基づく利用意向の集計方法
3～5歳	潜在タイプA、B、C、E	未就学児童の保護者ニーズ調査の問13-1（平日に定期的に利用している施設や事業）で「幼稚園」、又は「幼稚園＋預かり保育」を選択した方については、すべての対象者が預かり保育を定期利用するものと想定し、年当たり就労日数（母親がフルタイムの場合は、週5日に52週を乗じた260日）を利用意向日数として設定

<幼稚園型以外 保育所（園）その他の場所での不規則の利用>

対象年齢	対象家庭類型	国の手引きに基づく利用意向の集計方法
0～5歳（幼稚園在園児以外）	全家庭類型	未就学児童の保護者ニーズ調査の問24（不規則の一時預かり等の利用意向）で「利用したい」を選択した割合

⑨ 延長保育事業

対象年齢	対象家庭類型	国の手引きに基づく利用意向の集計方法
0～5歳	潜在タイプA、B、C、E	未就学児童の保護者ニーズ調査の問13-1（2）②（平日に定期的に利用している施設や事業の利用希望時間帯）で、18時を超える利用を希望した割合

⑩ 病児・病後児保育事業

対象年齢	対象家庭類型	国の手引きに基づく利用意向の集計方法
0～5歳	潜在タイプA、B、C、E	未就学児童の保護者ニーズ調査の問 22-2（お子さんが病気やケガで普段利用している幼稚園、保育所（園）、認定こども園などが利用できなかった場合の今後の主な対処方法）で、「病児・病後児保育を利用する」を選択した割合

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

対象年齢	対象家庭類型	国の手引きに基づく利用意向の集計方法
6～11歳	潜在タイプA、B、C、E	未就学児童の保護者（5歳児の保護者のみ）ニーズ調査の問 26・問 27（小学校就学後、放課後を過ごさせたい場所や事業）で「放課後児童クラブ」を選択した割合

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

本事業は、国の手引きに基づき、ニーズ調査結果ではなく、「事業実績を勘案し推計する方法」で量の見込みを推計します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本事業は、国の手引きに基づき、ニーズ調査結果ではなく、「事業実績を勘案し推計する方法」で量の見込みを推計します。

【推計方法2】 事業実績を勘案し推計する方法

各事業の特性に応じて、事業実績から「量の見込み」を推計し、確保方策等を設定します。

その流れは、次のとおりです。

(1) 各事業の第2期計画期間の利用率の推計

平成27年度～30年度の各年度の利用率（利用者数÷対象児童人口）を計算した後、平成27年度→30年度の利用率の伸び（トレンド）や平均に基づき、第2期計画期間（令和2年度～6年度）の利用率を推計



(2) 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 事業の利用率

計画期間（令和2年度～6年度）の推計児童人口に、上記（1）で推計した各事業の利用率を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを推計します。



(3) 量の見込みに対する確保方策等を設定（次回会議で提示予定）

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか（既存の施設等での供給、又は新規体制の整備など）について、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

5 推計児童人口

計画期間における0～11歳の子どもの人口は、過去5年（平成26年度～30年度）の住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法※により推計を行いました。

※コーホート変化率法

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。

年齢区分	実績値					推計値					平成30年度→ 令和6年度伸び率
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
0歳	1,055	1,003	996	950	888	873	852	832	813	796	-10.4%
1・2歳	2,392	2,266	2,095	2,060	2,007	1,834	1,819	1,773	1,732	1,693	-15.6%
3～5歳	3,728	3,699	3,591	3,420	3,253	3,009	2,893	2,785	2,705	2,669	-18.0%
6～8歳	3,897	3,858	3,846	3,684	3,674	3,397	3,228	3,080	2,984	2,868	-21.9%
9～11歳	4,086	3,917	3,824	3,894	3,873	3,701	3,688	3,568	3,410	3,240	-16.3%

出典：住民基本台帳（各年4月1日）

6 量の見込みの推計結果（令和元年7月時点のもので、今後変更する可能性あり）

別紙参照